

## 請願及び陳情に関する留意事項（改正案）

### 1 請願の紹介議員の責務

- (1) 「「紹介」とは、請願の内容に賛意を表し、議会への橋渡しをすることである。したがって、（中略）請願の内容に賛同できない議員が、その紹介議員となることは許されないのは、当然である」（議員必携 281 頁）とされている。

議員が紹介議員となる場合は、請願の趣旨に賛同し、委員会からの求めに応じて請願の内容と理由を説明できるよう心構えをもって責務を果たすものとする。

- (2) 飯田市議会会議規則第 135 条第 1 項は「委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる」と規定している。

請願者が趣旨説明を希望する場合は、委員会において定例会初日に参考人招致を行うか否かを決定する際に、請願の趣旨を把握することは審査のために必要があると認められるため、紹介議員の説明を求めるものとする。

- (3) 飯田市議会会議規則第 135 条第 2 項は「紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない」と規定している。

請願者が趣旨説明を希望しない場合は、請願の趣旨を把握することが審査において必要のため、請願の紹介議員は委員会に出席して説明するものとする。請願を担当する常任委員会の冒頭で委員長の指示を受けてから 5 分以内で請願の内容と理由を説明する。

- (4) 紹介議員が 2 人以上の場合は、1 人の議員が代表して説明をする。

### 2 請願及び陳情の項目の修正

- (1) 「請願の審査に当たって、条例や予算や意見書等のように「修正」することができないのはもちろんである」（議員必携（283 頁））との記載のとおり、担当する常任委員会での審査の結果、請願及び陳情の項目を追加、削除又は変更することはできない。

- (2) 当該項目を修正する必要がある場合は、当初の請願又は陳情を不採択とした上で、以下の 2 つの方法のいずれかにより審査を行う（趣旨採択もあり得る）。

① 委員から修正案を備えた動議を提出し、審査を行う。

② 請願者又は陳情者から改めて請願又は陳情の申請をし直していただき、審査を行う。

- (3) 委員長次第書には、「意見書の文言は正副委員長に一任する」旨の記載は行わない。

### 3 参考人招致と結果責任

委員会において、請願者又は陳情者の参考人招致を決定した場合は、請願者又は陳情者は議長からの出席要請に基づいて委員会に出席し、会議の冒頭で請願（陳情）の趣旨説明を 5 分以内でできるよう事前に準備をしていただくことになる。

参考人が、やむを得ない事情により出席できなくなった場合は、速やかに議会事務局へ申し出るものとし、請願又は陳情の審査の日時を改めて設定する。

なお、参考人と決定した者を変更する申し出があった場合は、委員会で改めて参考人招致の決定を行い、飯田市議会会議規則第 131 条の 8 の規定による手続きを行う。

参考人が趣旨説明の際に資料の配布を希望する場合は、委員会開催日の3日前までに議会事務局へ提出するものとする。提出された資料は委員長が確認し、配布の可否を決定する。

趣旨説明に対しては、当該委員会において委員からの質疑の時間を設けるが、「願意の妥当性」「実現可能性」「市の権限、議会の権限事項に属する事項」などを判断基準として、公平かつ適切な請願及び陳情審査となるよう心掛ける。

願意の実現性については、法律上の保障規定はないが、採択した以上、議会としては政治的・道義的責任を負うことになる。